

3 医 務 号 外
令和 3 年 7 月 28 日

各保健所設置市長殿

愛知県保健医療局健康医務部医務課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

このことについて、令和 3 年 7 月 27 日付けで厚生労働省医政局総務課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、管内の医療機関へ周知いただくとともに、貴所の業務の参考にしてください。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県病院協会及び一般社団法人愛知県医療法人協会には別に通知しました。

担 当 医療指導グループ
電 話 052-954-6275 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6918
電子メール imu@pref.aichi.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために一時的に開設される診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」という。）のために一時的に開設される診療所（以下「コロナワクチン接種診療所」という。）に係る医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その 5）」（令和 3 年 6 月 24 日付け厚生労働省医政局総務課・医療経営支援課事務連絡）等においてお示ししているところである。

今般、コロナワクチン接種診療所に係る医療機能情報提供制度の取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、本事務連絡は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

法第 6 条の 3 に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者はその医療機能に関する情報を都道府県へ報告する義務があるが、コロナワクチン接種診療所については、コロナワクチン接種を迅速に行うために一時的に開設されているものであることに鑑み、医療機能情報提供制度に基づく報告は不要としても差し支えない。